

○不当要求等排除対策要綱の制定について(通達)

(平成 16 年 3 月 22 日岡暴対第 16 号警察本部長例規)

(概要)

この要綱は、不当要求等を排除するための組織的な対応に関し必要な事項等を定めたものである。

主な通達の内容は、

- 1 趣旨
- 2 不当要求等排除対策
- 3 不当要求等排除対策責任者
- 4 不当要求等排除対策専門官
- 5 対策専門官の指定
- 6 対策専門官の任務
- 7 関係者への対応要領
- 8 保護対策の徹底
- 9 報告
- 10 推進上の留意事項
- 11 文書の保存

等である。